

豊中市内部統制実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の内部統制の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本方針 地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第2項に基づき豊中市長が定める豊中市内部統制基本方針をいう。
- (2) 対象事務 基本方針に定める内部統制の対象となる事務をいう。
- (3) リスク 対象事務の適正な執行の阻害となる要因をいう。
- (4) リスク対応策 リスクの発生を防止し、又は低減等するための対応策をいう。
- (5) 内部統制体制の整備 基本方針に基づき、全ての部署において、リスク対応策を整備・運用するための体制を整えることをいう。
- (6) 内部統制体制の運用 リスク対応策が、事務上のミスの防止や問題の早期発見につながるなど、効果を発揮して機能することをいう。
- (7) 内部統制体制の評価 内部統制体制の整備及び内部統制体制の運用の状況について把握し、不備の有無について確認することをいう。

(内部統制最高責任者)

第3条 内部統制体制の整備、運用及び内部統制体制の評価（以下「内部統制体制の整備等」という。）に関する最終的な責に任ずるため、内部統制最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置く。

2 最高責任者は市長をもって充てる。

(内部統制最高責任者代理)

第4条 内部統制体制の整備等に関し最高責任者を補佐し、必要な検討や各部署に対する指示を行わせるため、内部統制最高責任者代理（以下「最高責任者代理」という。）を置く。

2 最高責任者に事故等があったときは、最高責任者代理がその職務を代理する。

3 最高責任者代理は、総務部を所管する副市長をもって充てる。

(内部統制推進総括責任者)

第5条 最高責任者及び最高責任者代理の命を受け、内部統制体制の整備等に関する事務を処理させるため、内部統制推進総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。

2 総括責任者は、総務部長をもって充てる。

(各部局内部統制推進責任者)

第6条 部局内におけるリスク対応策の整備及び実施を総括し、必要な指導・助言を行わせるため、各部局内部統制推進責任者（以下「各部局責任者」という。）を置く。

2 各部局責任者は、部局の長をもって充てる。

(内部統制推進者)

第7条 課内の対象事務に関するリスクを把握し、必要なリスク対応策の整備を行うとともに、リスク対応策の実施状況を日常的に把握し、それらの不備に対する是正を図らせるため、課に内部統制推進者を置く。

2 内部統制推進者は、課長をもって充てる。

(職員の責務)

第8条 職員は、対象事務を執行する中で日常的に起こり得るリスクを把握し、必要なリスク対応策を検討することに努めるとともに、整備されたリスク対応策を遵守するものとする。

(内部統制推進部局)

第9条 総括責任者を補助し、内部統制体制の整備及び内部統制体制の運用を全庁的に推進する役割を担う部局として内部統制推進部局（以下「推進部局」という。）を置く。

2 推進部局は、総務部行政総務課とする。

(内部統制評価部局)

第10条 総括責任者を補助し、内部統制体制の評価を行い、地方自治法第150条第4項に規定する報告書（以下「内部統制評価報告書」という。）の原案を作成する役割を担う部局として内部統制評価部局（以下「評価部局」という。）を置く。

2 評価部局は、別表2に定める課をもって充てる。

3 評価部局は、総務部行政総務課が総括する。

(内部統制推進本部会議)

第11条 次に掲げる事項を行うため、内部統制推進本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

- (1)最高責任者の意識の共有
- (2)最高責任者からの指示
- (3)内部統制評価報告書に関する事項
- (4)その他内部統制体制に関する重要事項

2 本部会議は、議長及び委員をもって組織する。

3 議長は最高責任者をもって充て、議長は必要に応じて本部会議を招集する。

4 委員は、副市長及び別表1に定める者をもって充てる。

5 議長は、必要がある場合委員以外の者を招集することができる。

6 本部会議の庶務は、推進部局において行う。

(内部統制推進会議)

第12条 次に掲げる事項を行うため、内部統制推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(1)リスクの評価

①リスクの識別・分類

②リスクの分析・評価

(2)リスク対応策の整備

(3)その他内部統制体制の円滑な整備、運用

2 推進会議は、推進部局及び評価部局をもって組織する。

3 議長は推進部局の長をもって充て、議長は必要に応じて推進会議を招集する。

4 委員は、別表2に定める課の長をもって充てる。

5 議長は、必要がある場合委員以外の者を招集することができる。

6 推進会議の庶務は、推進部局において行う。

(評価対象期間の取組み)

第13条 内部統制体制の評価対象期間は、毎年4月1日を始期として、翌年3月31日を終期とする。

2 推進部局及び評価部局は、評価対象期間内のリスク対応策の整備方法及び内部統制体制の評価方法をあらかじめ策定する。

3 内部統制推進者は、課内におけるリスク対応策を整備しこれを実施する。

4 評価部局は、第2項に規定する評価方法に基づき、評価基準日を第1項に規定する評価対象期間の終期とした上で、内部統制の評価を行い、次に掲げる事項を内部統制評価報告書に記載する。

- (1)内部統制の整備及び運用に関する事項
- (2)評価の手續
- (3)評価の結果
- (4)不備の是正に関する事項
- (5)前各号に掲げるもののほか、記載することが適当と最高責任者が判断した事項

(監査委員との連携)

第14条 最高責任者、最高責任者代理、総括責任者、推進部局及び評価部局は、監査委員の視点をより効果的な内部統制体制の整備等につなげるため、必要に応じて監査委員との連携を図るものとする。

(委任)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

別表1 (第11条関係)

教育長	市民協働部長	上下水道局経営部長
病院事業管理者	福祉部長	上下水道局技術部長
上下水道事業管理者	健康医療部長	消防局長
総務部長	こども未来部長	教育委員会事務局長
都市経営部長	こども家庭支援監	教育委員会事務局教育政策監
危機管理監	都市計画推進部長	市議会事務局長
都市活力部長	都市基盤部長	
環境部長	会計管理者	
財務部長	市立豊中病院事務局長	

別表2 (第10条関係)

総務部行政総務課
総務部契約検査課
財務部財政課
財務部資産管理課
会計課

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。 _

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。